

○石岡市水道事業運営審議会条例

平成17年10月 1 日

条例第166号

(設置)

第1条 石岡市水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石岡市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ石岡市水道事業の運営に関し、必要な調査及び審議を行いこれを答申するほか、必要な事項について審議できるものとする。

(組織)

第3条 この審議会は、委員12人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員 4人
- (2) 水道加入者 4人
- (3) 学識経験者 2人
- (4) 市職員 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市議会議員から任命される委員は、議長、副議長及び水道事業を所管する常任委員会の代表とし、任期は、前項の規定にかかわらず、その在職期間とする。
- 3 市職員から任命される委員は、副市長及び市長公室長とし、任期は、前項の規定にかかわらず、その在職期間とする。

(平19条例27・平25条例33・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第27号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。